

Science Report of Kushiro City Museum

釧路市立博物館報

NO.430



2022.9

「博物館の役割って？」

今年、4月、釧路市立博物館の館長として着任した。公務員として、これまで30有余年、釧路の歴史、文化、自然など、いわゆる「博物」に関わる仕事をするのは、初ジャンルへの挑戦である。

着任して早々、「博物」とは何かをネットで検索してみた。検索結果には、いろいろな辞書のページが表示され、その内容は、概ね「広く物を知っていること」と書いてある。

さらに「博物館」とは何かを同じくネットで検索してみた。すると辞書のページは表示されない。疑問を抱きながら「博物館とは」で検索すると、上位で検索された「コトバンク」には、次のように解説されていた。

日本では、1951(昭和26)年、「博物館法」が制定された。その法律によれば、博物館とは「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と。

「博物館＝法律の規定に基づき位置付けられた機関」と言う訳である。

博物館が扱うジャンルは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等。扱う事業も、公開、調査研究・レクリエーション等に資するために必要な事業、資料の調査研究などなど博物館のしごととは多種多様である。

これら多種多様なしごとをきっちりとこなしているのが学芸員であり、釧路市立博物館には現在、9人の学芸員が在籍し、この9人が、それぞれのジャンルごとに資料の収集、調査・研究、公開を行っている。

この学芸員の小さなしごとの一つひとつが、釧路市の持つ特性に関わることで、それは広い意味での街の歴史であり、その歴史は、街が未来に向けて発展していくための材料でもある。

私自身、街が発展していくためには、その街が何らかの役割を持ち、その役割を全うするために企業が、そして人が集まり、街が形成される。自然発生的に現れる街は存在しないと考えている。

人口減少が加速し、街の減退が著しい今の釧路市において、今一度、釧路市の役割を考え直す必要がある。

博物館は、釧路市がこれまで果たしてきた街の役割を、多種多様なジャンルから知り得る最良のフィールドであり、また学芸員が持つ調べあげられた知識は地域の宝物である。

釧路市立博物館は、1936(昭和11)年、釧路市立郷土博物館として開設以来、多くの市民、観光客、学術研究者の皆さんに、ご利用をいただいていた。これからは、もっと行政の関係者を含め、街づくりを進めていく多くの方々に、利用していただければと思う。

松本 敦(釧路市立博物館 館長)

9月号目次

「博物館の役割って？」	松本 敦	2
シンポジウム「キタさんトーク～発見！氷河期の小さなサバイバー」	野本 和宏	3
当館所蔵のチップ(アイヌの丸木舟)	城石 梨奈	8
釧路市立博物館が所蔵するアイヌの丸木舟2点の樹種同定	千原 鴻志・佐野 雄三	9
釧路湿原の空と“特撮の空”～背景画家・島倉二千六氏の仕事	高嶋 晃治	11
博物館ニュース		12

〈表紙写真〉 釧路市天然記念物キタサンショウウオ。釧路湿原周辺で急速に進む太陽光発電施設建設等の影響が懸念され、2020年3月には環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類に指定されました。さらに2022年1月には種の保存法に基づく「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定され、販売目的の捕獲等について罰則(法人：1億円以下の罰金、個人：500万円以下の罰金、5年以下の懲役)が科せられることになりました。(野本和宏)

釧路市立博物館館報 No.430 2022年9月号 2022年(令和4年)9月30日発行

発行 釧路市立博物館 〒085-0822 釧路市春湖台1-7

☎ 0154-41-5809

釧路市立博物館Web <https://www.city.kushiro.lg.jp/museum/>
museum@city.kushiro.lg.jp

発行責任者 松本 敦 編集 貞國 利夫 印刷 (株)藤プリント